

～民泊事業を行っている事業者の皆様へ～

民泊から出るごみ(廃棄物)を 正しく処理できていますか？

民泊の滞在者が出すごみは「**事業系ごみ**」となり、大阪市は収集しません。
ごみは民泊事業の**認定・許可を受けた事業者や届出を行った事業者の責任で処理**することとなりますので、廃棄物処理業許可業者(許可業者)に収集を依頼して処理してください。
なお、ごみの処理費用は事業者の負担となります。

ごみ処理の留意事項

○ ごみは「**事業系一般廃棄物**」・「**産業廃棄物**」・「**再生資源化物**」に**分別**して排出してください。
(分別については裏面をご参照ください。)

○ 「**事業系一般廃棄物**」と「**産業廃棄物**」は、それぞれ**許可業者と契約して収集を依頼**してください。許可業者の情報は大阪市のホームページで確認できます。産業廃棄物の許可業者は大阪府のホームページでも確認できます。

※ **産業廃棄物の処理委託契約は「書面」で行うことが法律で義務づけられています。**

○ 排出する**ごみを集積・保管する場所**は**敷地内(原則として同一の建物内)**に**確保**し、その場所を周知するための立札・看板等を設置して、ごみの集積・保管場所が分かるようにしてください。

※ **産業廃棄物の保管場所には「法で定められた掲示板」を設置することが法律で義務づけられています。**

掲示板の例

産業廃棄物保管場所	
廃棄物の種類	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず
管理者名	(株)△△△△ 管理部 ○○○○ 大阪市○○区○○○○
管理者連絡先	06-xxxx-xxxx
最大保管高さ	1.8m

○ ごみを集積・保管する場所については、「**事業系一般廃棄物**」・「**産業廃棄物**」・「**再生資源化物**」が混在しないようにし、**敷地内の一般居住者や他事業者が排出するごみと区分**してください。また、臭気・汚水等の漏れやごみの飛散を防止するなど、**施設の周辺地域の住民に迷惑をかけない対策**をしてください。

○ 届出しているごみの集積・保管場所へごみを運ぶのは、**事業者自身**が行ってください。
(民泊敷地内に集積・保管場所がある場合は、委託している清掃事業者等でも可能です。)

○ ごみの排出方法等についての**苦情があった場合に適切かつ速やかに対応できる体制を整備**するなど、施設の周辺地域の住民の理解を得るように努めてください。

大阪市では、令和7年11月に、既存の特区民泊施設を対象として「営業実態調査」を実施し、「ごみ保管場所の設置状況」や「収集運搬業者との契約状況」の確認を行いました。これらが適切に行われていない施設や、営業実態調査に未回答の施設に対しては、ごみの適正処理に向けた指導を随時実施しています。

OSAKA CITY
大阪市

環境局ホームページ

事業系ごみの
分け方・出し方



事業系ごみの
適正処理Q&A



事業系ごみ適正
処理ハンドブック



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

裏面につづく

ごみの分別について

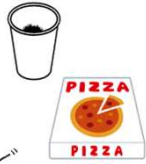
ごみは、「**事業系一般廃棄物**」・「**産業廃棄物**」・「**再生資源化物**」に**分別して**排出してください。

民泊から出るごみの分別例

事業系一般廃棄物

リサイクルに向かない紙類

紙製のカップ麺容器、紙コップ（水に溶けない紙）、使用済ティッシュペーパーや油のついた紙（汚れた紙） など



厨芥ごみ（茶葉、残飯など）

水分をよく切ってください



資源化可能な紙類

新聞、雑誌、段ボール、紙パック、パンフレット、ちらし、

その他の紙（包装紙、お菓子等の空箱、紙袋） など



↳ これらの紙もリサイクル可能です

産業廃棄物

プラスチック類

お菓子の袋、弁当・カップ麺容器（紙製以外）、使い捨てマスク、ペットボトル、食品等のラップ、スーツケース など

汚れの有無を問わず産業廃棄物です



ガラス・陶磁器類

食器等の陶器、びん など



金属類

缶 など



再生利用可能な缶・びん

再生資源事業者にご確認ください



再生資源化物

分別できていないと...



問合せ先

大阪市環境局 事業部 一般廃棄物指導課 電話06-6630-3271

大阪市環境局 環境管理部 産業廃棄物規制担当 電話06-6630-3284

許可業者の紹介

【一般廃棄物】 (一社) 大阪市一般廃棄物適正処理協会 電話06-6648-5311

【産業廃棄物】 (公社) 大阪府産業資源循環協会 電話06-6943-4016